

船舶事故調査報告書

平成30年3月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

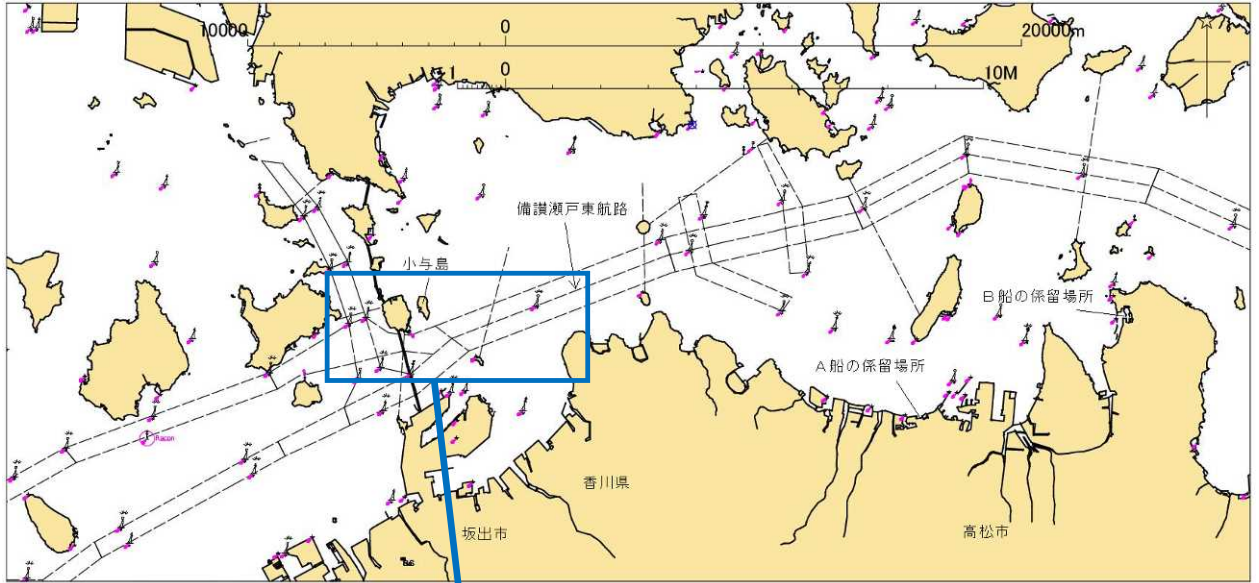
事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月28日 07時15分ごろ
発生場所	香川県坂出市小瀬居島北北西方沖 小瀬居島灯台から真方位352° 1,800m付近 （概位 北緯34° 23.4′ 東経133° 51.0′）
事故の概要	漁船共栄丸は、操業しながら東南東進中、また、遊漁船セブンゴッドは、釣りをしながら北東進中、両船が衝突した。 セブンゴッドは、釣り客1人が負傷し、左舷中央部に亀裂等を生じ、また、共栄丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年12月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 共栄丸、4.9トン KA3-21923（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×2.78m×1.04m、FRP ディーゼル機関、48kW、昭和54年3月2日 B 遊漁船 セブンゴッド、4.9トン 260-37030香川、個人所有 10.71m（Lr）×2.71m×0.86m、FRP ディーゼル機関、279.50kW、平成9年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月19日 免許証交付日 平成28年8月8日 （平成33年8月29日まで有効） B 船長B 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年6月27日 免許証交付日 平成28年6月17日 （平成33年6月26日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（釣り客B）

<p>損傷</p>	<p>A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部に亀裂等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：06時48分ごろ</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか甲板員2人が乗り組み、底引き網漁の目的で、平成29年11月28日01時30分ごろ香川県高松市瀬戸内町の係留場所を出発し、瀬戸大橋付近の漁場に向かった。</p> <p>船長Aは、漁場に到着して甲板員2人と交替しながら操船を行い、2回の操業を終えた後、操舵室左舷側の敷板に腰を掛けて、単独で操船に当たり、小瀬居島北北東方沖の備讃瀬戸東航路の中央線付近で、3回目の投網を行い、西方の坂出市小与島に向けてえい網を始めた。</p> <p>船長Aは、潮の流れが変わったので、小与島東方沖で右回頭を行い、約70～100隻の釣り船（以下「船団」という。）の南側付近に船首を向けて自動操舵とし、約1.5～2.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東南東進した。</p> <p>船長Aは、船団の中で船首方にいた約5～6隻の釣り船がA船の進路を避けてくれるように移動していたので、前路に支障となる船はなくなったものと思い、操業しながら東南東進を続けていたところ、07時15分ごろ衝撃を感じ、A船の船首部がB船の左舷中央部に乗り上がった状態になったことを認め、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、船長BらにA船をB船から引き下ろしてもらった後、船長Bから漁船保険への加入の有無を問われたので、保険の手続きであれば、後からでも船長Bと事故処理について協議ができると判断し、えい網を続けた。</p> <p>A船は、しばらく操業を続けていたところ、来援した海上保安庁の巡視艇から停船を命じられた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客Bほか釣り客1人を乗せ、たちうお釣りの目的で、06時20分ごろ高松市庵治漁港を出港し、小瀬居島北北西方沖の釣り場に向かった。</p> <p>B船は、釣り場に到着して東西に伸びる船団の西寄りに位置し、スパンカを張って潮と風に立て、自動操舵により約035°の針路（真方位）とし、主機を回転数毎分約500にかけ、約1.5knの速力で釣り竿を出して釣りを行った。</p> <p>船長Bは、前部甲板右舷側で、釣りに不慣れな釣り客の世話をしていたところ、後部甲板左舷側で釣りをしていた釣り客Bの叫び声を聞いて振り返り、左舷至近に迫ったA船の船首部を認めた。</p> <p>B船は、船長Bが何もできないまま、その左舷中央部とA船の船首部とが衝突し、船長Bが118番により本事故の発生を海上保安庁に通報した後、自力で係留場所に戻った。</p>

	<p>釣り客Bは、自ら病院に行って受診したところ、左膝部打撲傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の外観、写真3 B船の外観、写真4 B船の左舷中央部の亀裂 参照)</p>
その他の事項	<p>A船の甲板員2人は、操舵室内の敷板に横たわり、仮眠をとっていた。</p> <p>本事故発生場所では、当日の太陽の日出方位角が約115°であり、A船のほぼ正船首方から太陽が昇っていた。</p> <p>船長Aは、腰を掛けていた操舵室前面のガラスが潮等で白く汚れている状態であったので、日の光で船首方のガラスが白く輝くようになり、B船が見えにくい状況であった。</p> <p>船長Aは、操舵室の左舷側の扉から顔を出して、見張りをすれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>A船は、トロールによる漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用し、釣り客2人にも着用させていた。</p> <p>(写真2 A船の操舵室前面のガラスの状況 参照)</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小瀬居島北北西方沖において、操業しながら東南東進中、船長Aが、前路に支障となる船はいなくなったものと思ひ、前面のガラスが汚れている操舵室から顔を出すなど、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方にいた約5～6隻の釣り船がA船の進路を避けてくれるように動いたので、前路に支障となる船はいなくなったものと思つたものと考えられる。</p> <p>B船は、小瀬居島北北西方沖において、釣りをしながら北東進中、船長Bが、前部甲板右舷側で釣り客の世話をしている、左舷方を見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向かって来るA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、小瀬居島北北西方沖において、A船が操業しながら東南東進中、B船が釣りをしながら北東進中、船長Aが、前路に支障となる船はいなくなったものと思ひ、前面のガラスが汚れている操舵室から顔を出すなど、前方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、前部甲板右舷側で釣り客の世話をしている、左舷方を見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操舵室の前面のガラスは、汚れを落とし、良好な見張りができるように保つこと。・ 周囲にいる他の船舶との衝突を避けられるよう、常時適切な見張りを行うこと。
--	--

付図1 事故発生経過概略図



拡大

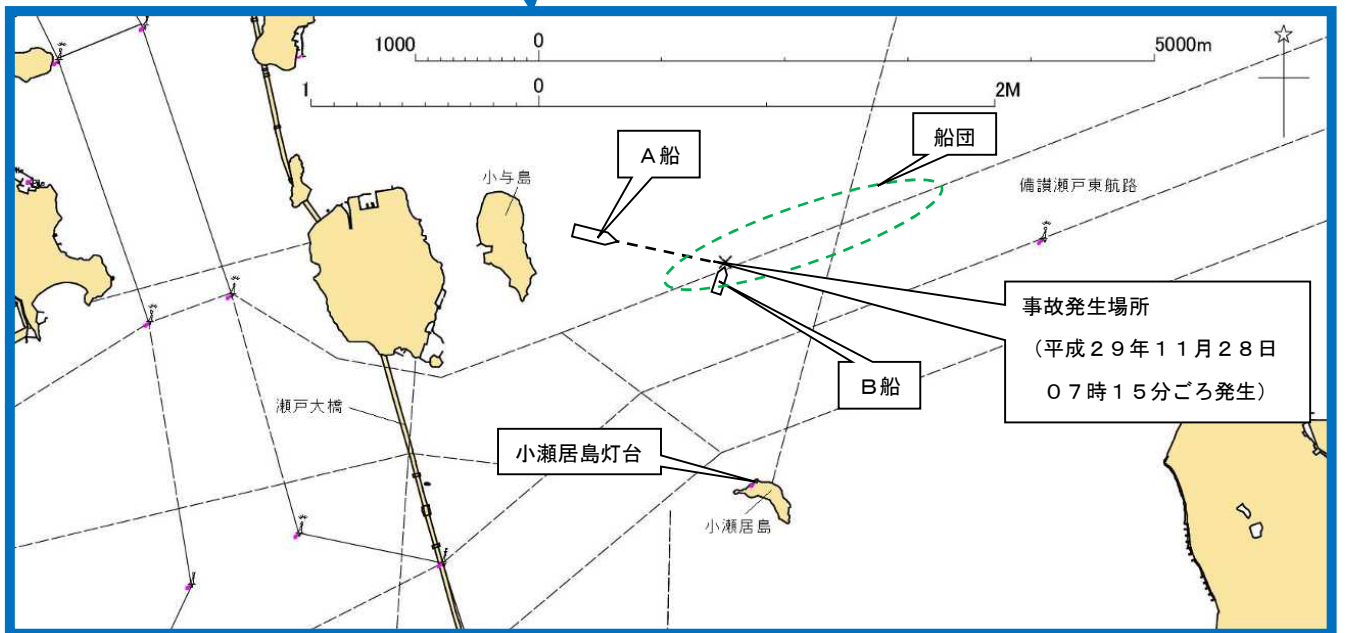


写真1 A船の外観



写真2 A船の操舵室前面のガラスの状況



写真3 B船の外観



写真4 B船の左舷中央部の亀裂

